歯科技工料金改定および処遇改善分配に関する覚書

（歯科医院）やまだ歯科（以下「甲」という）と（歯科技工所） 株式会社 mushroom（以下「乙」という）は、診療報酬における歯科技工士ベースアップ評価料に関連し、歯科技工料金の取扱いについて以下のとおり合意する。

第１条（目的）
本覚書は、甲が算定する歯科技工士ベースアップ評価料に相当する金額を乙へ適切に支払い、乙の歯科技工士の賃金改善に充てることを目的とする。

第２条（支払方法）
甲は乙に対し、甲が算定した評価料に相当する額を、技工料金とは別に処遇改善加算として支払う。

第３条（支払額）
支払額は正社員１人につき月額2,200円とし、ベースアップ手当の名目で支給する。ただし、欠勤・遅刻・早退等がある場合は、その日数分及び時間分に相当する金額を控除して支給する。
また、ベースアップ評価料に係る計画を勘案して一時金を支給することがある。

第４条（使用用途）
乙は前条により受領した金額を、歯科技工士の賃金・手当・賞与等の処遇改善に充てるものとし、その他の用途に流用してはならない。

第５条（報告義務）
乙は甲から求めがあった場合、処遇改善の実施状況について合理的な範囲で説明または資料提示を行う。

第６条（確認）
甲および乙は、本覚書が診療報酬制度の趣旨に沿った適正運用を目的とすることを確認する。

第７条（有効期間）
本覚書の有効期間は
令和８年６月１日から制度終了または双方協議による終了までとする。

第８条（協議事項）
本覚書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に解決する。

令和 8 年 6 月 1 日

甲（歯科医院）
住所：　都窪郡早島町前潟 755-2
名称：　やまだ歯科
代表者：　院長　山田　晃平　　印

乙（歯科技工所）
住所：　倉敷市児島下の町 4-9-73
名称：　株式会社 mushroom
代表者：　代表取締役　山田　晃平　　印